一般社団法人コード・フォー・ジャパン定款

第１章　総則

（名称)

第１条　当法人は、一般社団法人コード・フォー・ジャパンと称する。英語名称は、Code for　Japan、略称をCFJ、CfJ又はC4Jと称する。

（事務所)

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第３条　当法人は、技術者と市民の協働により社会の具体的な課題解決を実現する情報技術・プログラムをコーディングによりを開発・実装することにより、公共サービスを市民参加型のプロセスを通じて改善し、より良い政府・自治体の実現を通じて社会に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. プログラミング・コーディングによって社会的課題の解決を図るシビックテクノロジーに関する技術開発・普及事業
2. 米国非営利法人Code for America他事業目的を共有する国内外の企業・団体及び自治体等との交流・連携事業
3. 市民及び技術者の協働により地域における社会的課題の解決を図る自発的な活動・取組に対する補助・技術支援事業
4. 地域における高度技術人材育成及びソフトウェア関連産業の振興に資する技術者育成・スキル標準化のための教育・研修
5. 情報技術を起点に社会的課題の解決を図るイノベーションに関する国内事例の情報発信及び海外の最新動向に関する調査研究
6. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告の方法）

第４条　当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　社員等

（入社)

第５条　当法人の会員は次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。) 上の社員とする。

1. 正会員

当法人の目的に賛同し組織を主体的に運営する意思を持って入会した個人

1. 賛助会員

当法人の行う事業について技術的又は経済的に援助するため入会した個人

1. 特別会員

当法人の運営に必要であると理事会が認める公共団体、公益法人又はこれに準じる法人又は個人

２　会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第６条　会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

２　会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退社)

第７条　会員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第８条　当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

（会員の資格喪失）

第９条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退社したとき。

⑵　成年被後見人又は被保佐人になったとき。

⑶　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

⑷　１年以上会費を滞納したとき。

⑸　除名されたとき。

⑹　総社員の同意があったとき。

（会員名簿）

第１０条　当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（構成）

第１１条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第１２条　社員総会は、次の事項について決議する。

⑴　社員の除名

⑵　理事及び監事の選任又は解任

⑶　理事及び監事の報酬等の額

⑷　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

⑸　定款の変更

⑹　解散及び残余財産の処分

⑺　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催)

第１３条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第１４条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。総会を招集する場合は、少なくとも会日の２週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を書面又は電磁的方法で社員に通知しなければならない。

２　総社員の議決権の５分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１５条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

（議決権）

第１６条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第１７条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

２　一般法人法第４９条第２項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第１８条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員

（役員）

第１９条　当法人に、次の役員を置く。

1. 理事３名以上５名以内
2. 監事１名以内

２　理事のうち、１名を代表理事とし、１名を副理事長とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第１９条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２４条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（役員等の報酬等）

第２５条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

（取引の制限）

第２６条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第２７条　当法人は、一般法人法第１１４条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１１５条第１項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、１０万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章　理事会

（構成）

第２８条　当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２９条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

⑴　業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　代表理事の選定及び解職

（招集）

第３０条　理理事会は、代表理事が招集する。なお理事会を招集する場合は、少なくとも会日の１週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を記載した書面又は電磁的方法で理事及び監事に通知しなければならない。ただし、代表理事又は理事が緊急に理事会を開催する必要があると認めたときは期間を短縮することができる。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第３１条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第３２条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　理事会に出席できない理事であって、理事会に電磁的方法をもって議論に参加できる場合は、電磁的方法をもって評決権を行使することができる。また、この方法によって評決権を行使した理事は、理事会に出席したものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

３　理事会において、その構成員が会議の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

４　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第３３条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第３４条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第３５条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第６章　基金

（基金の拠出等）

第３６条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３　基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第７章　計算

（事業年度）

第３７条　当法人の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月末日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第３８条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号の書類については、その内容を報告し、第３号から第５号までの書類については、承認を受けなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第４０条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第８章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４１条　この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第４２条　当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４３条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　附則

（最初の事業年度)

第４４条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成２６年９月末日までとする。

（設立時の役員）

第４５条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時副理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　　白川　展之

設立時理事　　　関　治之

設立時理事　　　高木　祐介

設立時代表理事　関　治之

設立時副理事長　高木　祐介

設立時監事　　　奥本　智寿美

（設立時社員の氏名及び住所）

第４６条　設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都渋谷区本町３丁目２４－１４

関　治之

東京都港区三田２丁目２０－１４－２０３

白川　展之

千葉県松戸市稔台８丁目２１番地の７　アベニール松戸みのり台１０５号

東　修作

（法令の準拠）

第４７条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人コード・フォー・ジャパン設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成２５年１０月２５日

設立時社員　関　治之　　　印

設立時社員　白川　展之　　印

設立時社員　東　修作　　　印